

## 国民健康保険料還付事務取扱要綱

### (過誤納金の還付)

第1条 市長は、過誤納にかかる国民健康保険料その他の徴収金（以下「徴収金」という。）があるときは、地方税法の例により、遅滞なく還付しなければならない。

### (過誤納金の充当)

第2条 前条により還付する場合において、還付を受けるべき者について納付すべき徴収金があるときは、過誤納金をその他徴収金に充当しなければならない。充当する時期は、当該徴収金の納期限経過後とする。ただし、納付者から申し出があったときはこの限りでない。

### (通知)

第3条 過誤納金を還付し又は充当するときは、市長は直ちに納付者に対し、過誤納還付充当通知書（第1号様式）により通知しなければならない。

### (還付を受ける者)

第4条 還付を受ける者（以下「債権者等」という。）は納付者のほか次の者とすることができる。

- (1) 相続人代表者
- (2) 口座振替納付の口座名義人

### (支払方法)

第5条 還付金の支払方法は、口座振替払及び資金前渡払とする。

#### (1) 口座振替払

預金口座振替を希望する債権者等から、あらかじめ過誤納還付請求書（第2号様式）を徴する。

会計管理者は、指定金融機関に対して振込票を送付して、当該口座に振り込むよう依頼する。

#### (2) 資金前渡払

現金払を希望する債権者等に対し、交付場所、交付期間等を通知する。

還付金支払に際しては、過誤納金還付請求書（第3号様式）を債権者から徴収する。

### (支払時期)

第6条 支払の時期は、次のとおりとする。

- (1) 資格喪失等による更正減額に係る過誤納金について保険料変更通知書を納付者あてに発した月の翌月上旬とする。
- (2) 重複納付、調定外納付など誤納付については、当月下旬までに収納されたものにつき翌月上旬とする。

(還付加算金)

第7条 過誤納金を還付し又は充当する場合には、地方税法第17条の4の規定により計算した金額を、その還付又は充当すべき金額に加算しなければならない。加算金の端数処理については、地方税法第20条の4の2による。

2 還付加算金の計算の基礎となる日数は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から還付のための支出を決定した日、又は充当した日までの期間とする。

(1) 第6条第1号の過納金の場合、納付の日

(2) 第6条第2号の誤納金の場合、納付の翌日から起算して1月を経過する日

(消滅時効)

第8条 還付請求権の時効の起算日は、次のとおりとする。

(1) 過納金については、過誤納還付充当通知書(第1号様式)が納付者に到達した日の翌日

(2) 誤納金については、その納付した日の翌日

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

過誤納 還付充当通知書

浜松市長



還付充当番号		過誤納理由	
--------	--	-------	--

過誤納合計		+	還付加算金		-	充当合計額		=	還付額	
-------	--	---	-------	--	---	-------	--	---	-----	--

税(料)目		国民健康保険料	賦課	相当	通知書番号	<過誤納明細>				
No	期月等	納付済額			調定額			過誤納額		
		保険料	延滞金	督手	保険料	延滞金	督手	保険料	延滞金	督手
合 計										

<充当明細>									
No	賦課	相当	税(料)目	期月等	充当督手	氏 名			
	通知書番号	(内均等割額) 充当額	充当延滞金	充当諸税加算金 充当退職所得額		(内均等割額) 充当後未納額	充当後未納延滞金	充当後未督手	
合 計									

過誤納 還付請求書

（あて先）浜松市長

以下の保険料の過誤納分について、  
還付を請求します。

税(料)目		通知書番号		賦課年度	
-------	--	-------	--	------	--

還付充当番号		過誤納理由		相当年度	
--------	--	-------	--	------	--

還付額	
-----	--

納付義務者	住所 (所在地)	電話番号 日中に連絡がつく電話番号を記入してください
	氏名 (名称)	

口座情報	金融機関			
	口座種別		口座番号 (記号番号)	
	口座名義人	口座のご登録がありません。お手数ですが下記に振込先を記入してください。		

--	--

金融機関 (ゆうちょ 銀行以外)	銀行 協 ( )		本店 ( )		
	金融機関コード	支店コード	預金科目		
			1 普通	2 当座	口座番号
ゆうちょ 銀行	金融機関コード	通帳記号			通帳番号 (右づめ)
	9900	1		0の	

口座名義人	フリガナ	
	氏名	

- 約定事項
- 1 今後同じ税(料)目に還付金が発生したときは、上記の預貯金口座を振込口座として指定します。(ご本人名義口座に限ります)
  - 2 長期にわたり還付金が生じず還付口座として使用されないときは、この振込口座の指定を取り消されても差し支えありません。

# 過誤納金還付請求書

金額							
----	--	--	--	--	--	--	--

ただし、

平成	年度	期 別	期（月）分				
科 目							
納 付 済 額		納 付 す べ き 額	差 引 還 付 請 求 額		納 付 年 月 日		
還 付 請 求 理 由							

上記のとおり過誤納金を請求します。

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所又は所在地

氏名又は名称

印

支 払 方 法	直接払	口 座 振替払	銀 信 用 金 農 行 庫 協	本 店 支 支 所	当 座 預 金 普 通 預 金	第 号
口座名義（カタカナ）						

上記金額を領収しました。

年 月 日

(あて先)浜松市会計管理者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

口座振替払	
領収書別綴	